

Português

# INFORMAÇÕES ÚTEIS

## 外国語情報コーナー

English

### USEFUL INFORMATION

#### 春の火災予防運動 3月1日～7日

日本語記事は11ページにあります。

#### Campanha Contra o Incêndio da Primavera Do dia 1º. à 7 de março

Os 7 itens importantes para a prevenção do incêndio residencial e a proteção da vida.

##### Os 3 costumes:

- ① Não fumar na cama em hipótese alguma.
- ② Usar o aquecedor afastado de objetos inflamáveis.
- ③ Desligar o fogo do fogão quando se afastar do mesmo.

##### As 4 medidas

- ① Instalar o aparelho de alarme de incêndio residencial

para evitar o atraso na hora da fuga.

② Para se evitar o incêndio através de roupas de cama, deve-se usar artigos anti-inflamáveis.

③ Instalar um extintor para poder apagar o fogo enquanto o mesmo estiver pequeno.

④ Para poder proteger as pessoas idosas ou que tenham obstáculos físicos em caso de incêndio, é aconselhável formar um sistema de cooperação com a vizinhança.

#### The fire prevention campaign in spring

"7 ideas preventing the fire and saving your lives"

##### 3 CUSTOMS

- ① No smoking in bed.
- ② Stove and heating equipment keep away from highly combustible things.
- ③ Don't leave the place without putting out the fire of cooking appliances and heating equipment.

##### 4 ACTIONS

- ① Equip a home alarm system for fire.
- ② Use fire-proofed carpet, curtain and bedding.
- ③ Equip a fire extinguisher.
- ④ Cooperate with neighbors.

## 3月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

### 〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▷ところ 市役所1階南側の外国人相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー (内線159)

▷ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線204) または 市民課 (内線198)
多重債務相談 (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後3時～5時15分	市民相談コーナー (内線202)または 経済課(内線212)
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週金曜日 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線203)または 経済課(内線211) 福祉課(内線142)
高齢者職業 支援相談 障がい者職業 支援相談	毎週火・水・金曜日 (祝日を除く) 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線203)または 経済課(内線211) 福祉課(内線142)

### 〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、高齢者の健康管理、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	担当課
税務相談	3月21日(水) 午前9時～正午	市役所2階 打合室①北	税務課 市民税係 (内線137)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所2階 第4相談室	学校教育課 (内線276・277)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所2階 第5相談室	子ども課 (内線223)
福祉相談 (身体障がい者)	3月18日(日) 午前10時～正午	身体障害者福祉 センター (福祉体育館内)	長寿介護課 施設係 (☎82-5151)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所1階 福祉課窓口	福祉課 福祉企画係 (FAX 83-1141)

詳しくは、担当課までお問合せください。

### 〇〇福祉の里ハツ田 相談コーナー〇〇

▷予約・問合せ 社会福祉協議会 (☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	毎週火曜日	午後1時～4時	結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
交通事故相談(予約制で各回3人)	毎月第2火曜日	午後1時～4時	労働相談	毎月第2火曜日	午後1時～4時
法律相談(予約制で6人まで)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時	心身障がい者(児)生活相談	毎月第2水曜日	午後1時～3時
カウンセリング(予約制)	毎週水・土曜日	午後1時～2時	行政相談	毎月第2・4金曜日	午後1時～4時

※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から予約してください。



このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介します。

**【相談内容】** 痩身エステの無料体験に行ったところ、「骨盤がゆがんでいる。早く全身コースを受けたほうがいい」と勧められ、合計52万5000円で痩身エステ24回コースのクレジット契約を結びました。しかし家に帰ってよく考えるととても高額に思えてきました。契約を取りやめることができるのでしょうか。

**【アドバイス】** エステティックのうち、契約金額が5万円を超え、かつ期間が1か月を超える契約は、「特定継続的役務」として法律で規制されているので、書面を受け取った日から8日以内であればクーリングオフすることができます。また8日経過後も契約期間内であれば解約料を支払い中途解約することができます。

#### ■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】 毎週金曜日：午後1時～4時 ▶問合せ 市民相談コーナー(内線202)・経済課(内線212)

【西三河県民生活プラザ】 月～金曜日：午前9時～午後4時30分 ▶消費生活相談専用ダイヤル ☎0564(27)0999